載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） 33～43　［略］	【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 ［新設］ ［新設］ ［新設］ 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 ［新設］ ［新設］ ［新設］ 33～43　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。